

# 法人たより



公益社団法人 古河法人会

発行所 古河市鴻巣1189-4 古河商工会議所内  
公益社団法人古河法人会 電話 0280(48)6123  
ホームページアドレス <http://www.koganet.ne.jp/~shakoga/index.htm>

法人会  
消費税期限内納付  
推進運動



## 鷹見泉石記念館 (古河市中心3-11-2)

鷹見泉石は江戸時代末期の蘭学者で古河藩の家老。古河藩主土井利位（としつら）が大坂城代の時に「大塩平八郎の乱」の鎮圧にあたった。また、蘭学者としては幕末の政治・文化・外交の中枢にある人物と交流をもち影響を与えた。同じ蘭学者「渡辺崋山」筆の「鷹見泉石像」（東京国立博物館所蔵）は近世画の傑作とされて国宝に指定されている。

「鷹見泉石記念館」は泉石の隠居後の屋敷で1858年にこの場所で没している。

# 年頭のごあいさつ



古河税務署長

片山 智也

年頭に当たり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

公益法人古河法人会の皆様におかれましては、健康やかに新年を迎えられたこととお慶びを申し上げます。

遠藤会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、日頃より税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

旧年中は、法人決算期別説明会、税務研修会やWEBセミナーの開催、小学生向けの租税教室や「税に関する絵はがきコンクール」を通じた租税教育など、幅広い事業活動を積極的に展

開され、正しい税知識の普及や納税思想の高揚等にご尽力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

本年におきましても、地域のオピニオンリーダーとして、会員企業の発展のみならず、地域社会の発展のため、活発に活動されることをご期待申し上げますとともに、税務行政のよき理解者として引き続き変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

さて、税務行政に目を向けますと、間もなく令和5年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。本年も税務署内に確定申告会場を

開設し、申告・相談等へ対応いたしますが、ご自宅からのスマホ利用によるマイナンバーカードを使つてのe-Taxによる申告書の提出を是非ともご利用ください。

また、国税当局では「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向け、税務行政のDX化に取り組んでおり、e-Taxによる申告や諸申請をはじめ、キャッシュレス納付の一層の普及拡大に努めることとしております。円滑な実現に向けた取組にご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、古河法人会の益々のご発展と会員企業のご繁栄、本年が皆様にとりまして幸多き年となりますことを心からご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



今年もよろしく  
願います。  
けんた



# 年頭のごあいさつ



公益社団法人古河法人会

会長 遠藤 栄

新年あけましておめでとうございます。令和六年の新年をご健勝にて迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症も世界的に収束段階となり、国内の社会経済活動も、ほぼコロナ禍前の状態に戻りました。しかしながら、ロシア・ウクライナ戦争に加え、イスラエルのガザ地区での紛争、また、気候変動による自然災害の甚大化等、世界的な社会・経済情勢の先行きに不安を感じざるを得ない1年となりました。

一方、国内においては石油をはじめとする物価高の終息が見通せない中、会員の皆様には事業運営に腐心された年であつたと拝察いたします。法人会は「税のオピニオン

リーダー」としての役割を担い、納税意識の高揚・税知識の普及を図るとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に寄与する社会貢献活動を積極的に展開しています。当法人会におきましても、設立以来、税務協力団体の一員として、古河税務署のご指導の下「地域社会に貢献する団体」を目指し積極的な活動を展開して参りました。昨年の法人会活動は、コロナ禍前の活動を再開し、ほぼ通常の状態に戻しております。今年も従来同様、地元選出議員や自治体への税制改正提言活動や各講演会・研修会等の税の啓発活動、女性・青年部会による小学生向け「絵はがきコンクール」や「租税教室」等の租税

教育活動に、より一層積極的に取り組んでまいります。日頃研修会等に参加できない会員の皆様のためには、法人会ホームページにインターネットセミナーを開設しております。また、毎年会員様向けの健康診断を実施しておりますので、どうぞ積極的にご活用ください。会員以外の皆様には、ホームページによる情報開示や一般公開研修セミナー開催するなど親しみのある地域の皆様に身近な法人会を目指してまいります。また、会員の皆様におかれましては、税務当局で進めております「電子申告納税制度(e-Tax)の推進について自らのご活用は無論、普及へのご協力もよろしくお願い致します。今後とも会員の皆様が、研鑽・交流を深めていただき当会がますます発展していくことを願っております。結びになりますが、会員の皆様のご健勝と会員企業のご繁栄を祈念して年頭の挨拶とさせていただきます。



副会長 須釜 利行  
五霞地区会 会長



副会長 初見 周一  
三和地区会 会長



副会長 渡辺 勉  
総和地区会 会長



副会長 小松原 裕  
境地区会 会長



副会長 保土田 和秀  
坂東地区会 会長



会長 遠藤 源一郎  
古河地区会 会長

平井 俊行	中村 幸生	小林 敏明	監事	知久 晃	長島 茂雄	鈴木 誠	二宮 司	稲葉 貴大	館野 正明	新井 衛	木塚 康裕	石川 力	吉田 孝美	中山 達也	吉田 忠義	渡邊 隆	荒木 弘文	岩崎 聖一	熊木 善一	野村 久男	大和田五郎	野澤 豊輔	蓮見 公男	顧問	岩崎 清	弓削 重次	川島 栄	顧問	
境地区会	坂東地区会	古河地区会		"	五霞地区会	"	三和地区会	"	総和地区会	"	"	境地区会	"	"	"	"	坂東地区会	"	"	"	"	"	古河地区会		古河地区会	古河地区会	古河地区会	古河地区会	古河地区会
監事	監事	会計			副会長		副会長		副会長			副会長	会計				副会長						副会長		名誉会長	名誉会長	名誉会長	名誉会長	

# 活動状況

## ○「令和六年度税制改正

### 提言活動」を実施

「令和六年度税制改正に関する提言」を、地元選出代議士、及び地元市長・町長各位に、公務ご多忙の中、時間を割いて頂き面会の上、提言活動を行いました。

提言活動は全国法人会組織として、毎年実施しているものです。

## 令和六年度税制改正スローガン

○財政健全化は国家的課題。負担を先送りせず現世代で解決を！

○企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！

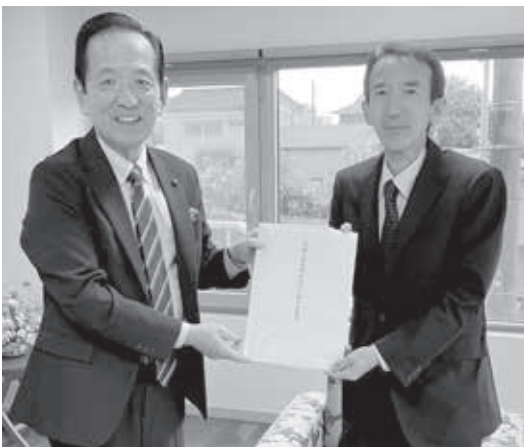
○経済再生には中小企業の力が不可欠。健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！

○中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継の税制の創設を！

□永岡桂子代議士へ提出  
(十一月十八日、永岡代議士、遠藤会長)



□中村喜四郎代議士へ提出  
(十一月十一日、中村代議士、小松原副会長)



□古河市長へ提出  
(十一月十四日、針谷市長、遠藤会長)



□坂東市長へ提出  
(十一月十四日、山口副市長、保土田副会長)



□境町長へ提出  
(十一月十四日、倉持税務課長、渡辺副会長)



□五霞町長へ提出  
(十二月四日、知久町長、須釜副会長)



# 古河税務署管内合同納税表彰式

令和5年度の合同納税表彰式が11月14日(火)に古河市生涯学習センター総和(とねミドリ館)で  
挙行されました。



合同納税表彰式の席上表  
彰された当会関係の受賞者  
は左記の六名の方々です。

□古河税務署長表彰

○蓮見 公男 (古河)



□(公社)古河法人会会長表彰

○中田 俊之 (古河)

○渡邊 隆 (坂東)

○新井 衛 (境)

○白石 竜一 (総和)

○大山 春夫 (三和)

## 消費税の 期限内納付を 忘れずに。



**期限内納付のための  
納税資金の積立てを  
お願いします!**

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

法人会

**消費税には申告・納付期限<sup>(※1)</sup>があります。**

**申告・納付にはe-Tax<sup>(※2)</sup>が利用できます。**

**個人事業者の方は振替納税も利用できます。**

確定申告書作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※2)</sup>。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※3)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例があります。

直前の課税期間の 確定消費税額 <sup>(※3)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※4)</sup>

<sup>※1</sup> 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

<sup>※2</sup> インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

<sup>※3</sup> 地方消費税を含まない年税額をいいます。

<sup>※4</sup> 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



## 本会



**第2回組織委員会**  
R5年10月5日



**新設法人説明会**  
R5年10月2日



**税務研修会及び厚生事業推進連絡  
協議会**  
R5年10月26日



**全国大会 群馬大会**  
R5年10月18日



**税務署長講演会**  
R5年11月14日



**第3回理事会**  
R5年10月26日

## 女性部会



女連協合同セミナー  
R5年11月17日



絵はがきコンクール審査会  
R5年10月16日



視察研修  
R5年11月1日

## 青年部会



青年のつどい山形大会  
R5年11月9・10日

# 地区会たより

## 古河地区会



**女性部会視察研修**  
R5年10月11日 (石岡・常総)



**古河市内三地区合同税務研修会**  
R5年11月15日

## 坂東地区会



**視察研修会及び税務研修会及び親睦ゴルフ大会**  
R5年11月15日 (水)

江戸崎カントリー倶楽部/千葉県佐原市方面観光ゴルフ大会  
結果 優勝 前川 英生氏  
第2位 中山 達也氏  
第3位 荒木 弘文氏



**古河市内三地区青年部会 合同ゴルフ大会**  
R5年11月13日



## 境地区会



**女性部会視察研修 (横浜税関)**  
R5年12月5日



**女性部会視察研修 (スカイダック乗車体験)**  
R5年12月5日



## 総和地区会



女性部会 日帰り研修 (那須)  
R5年10月17日



ゴルフコンペ  
R5年11月21日

## 三和地区会



日帰り研修 (ひたち海浜公園)  
R5年10月26日



ゴルフコンペ  
R5年11月8日

## 五霞地区会



役員会  
R5年12月6日



福利厚生制度研修会  
R5年12月6日

### 法人会長賞



針谷美穂(古河5小)



## 第9回 税に関する 絵はがき コンクール

### 税務署長賞



三田莉史(古河2小)

### 女性部会長賞



小池結菜(古河1小)



和田久華(古河3小)



堀田佳那(古河2小)

### 優秀賞



# 古河税務署からのお知らせ

## 令和5年分「確定申告」に関するご案内

ご自宅から確定申告書を作成・送信！！

確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。e-Taxを利用すると確定申告会場に出向かずに、確定申告書の作成・送信ができますので、ぜひご利用ください。

《確定申告会場への来場を検討されている方へ》

確定申告会場の入場には、国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券（又は当日配付の入場整理券）が必要です。

なお、入場整理券の配付状況によっては、相談受付を終了する場合があります。

【確定申告会場】 古河税務署 会議室（古河市北町5番2号）

【開設期間】 令和6年2月16日（金）から3月15日（金）（土、日及び祝日を除きます。）

【受付時間】 午前8時30分から午後4時まで（相談は午前9時から開始します。）

「国税庁LINE公式アカウント」は  
こちらから追加



LINEのホーム画面で「国税庁」又は「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。



確定申告書等作成コーナーは  
こちら

作成動画は  
こちら

入場整理券の事前発行は  
こちら

※ 画面は令和4年分確定申告のものです。

### 【令和5年分確定申告の申告期限と納付期限】

税 目	申 告 期 限	納 付 期 限	
		現金又は電子納税	振 替 納 税
所得税及び復興特別所得税	令和6年3月15日（金）	令和6年3月15日（金）	令和6年4月23日（火）
消費税及び地方消費税	令和6年4月1日（月）	令和6年4月1日（月）	令和6年4月30日（火）
贈 与 税	令和6年3月15日（金）	令和6年3月15日（金）	

- ※ 申告書提出後に、税務署から納付書を送付することはありません。金融機関等でご自身で納付してください。なお、納付には便利で安全な振替納税をぜひご利用ください。
- ※ 振替納税をご利用されない場合は、ダイレクト納付又はQRコードを利用したコンビニ納付（30万円以下の税額に対応）をぜひご利用ください。金融機関や税務署に出向くことなく納付できます。

振替納税や  
QRコードによる  
コンビニ納付の概要は  
こちらから確認できます！



振替納税



コンビニ納付（QRコード）

令和5年11月

システム導入が  
難しくても  
大丈夫!!

# 令和6年1月からの 電子取引データの保存方法

今までは電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリングしていたけれど、**令和6年1月からは**どうすればいいんだろう。



以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要がありますが、難しいことはありません。

## 【可視性の確保】

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足



まずは、①と②を満たしていただく必要があります。ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または「**電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方**」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていれば、②の要件は**不要**となります。



仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、プリントアウトした書面を整理してファイリングしているわ。

可視性  
OK



## 【真実性の確保】

専用のシステムなどを導入していないのだけれど、どうすればいいんだろう。



**不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。**



その場合であっても、「**ルールを決めて守っていただくこと**」で満たすことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPIに掲載していますので、参考にしてください。

事務処理規程を制定すればいいのね!

真実性  
OK



そして、今まではプリントアウトした後に電子取引データを消していたけれど、**令和6年1月からは消さずに保存する必要があるのね。**



そのとおりです。電子取引データが原本ですので、これをそのまま保存してください。



準備が間に合わない場合はどうしたらいいの?? ➡ 裏面へ

## 準備が間に合わない場合はどうしたらいいの??

人手が足りなくて、令和6年1月までに事務処理規程の制定などの準備が間に合いそうにないな。



(1)と(2)を満たす場合には、**電子取引データを保存しておくだけで大丈夫**です。



(1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

「人手不足」はこれを満たすんだな。



はい。ほかにも、「システム整備が間に合わない」「資金不足」など、幅広い理由で認められますよ。

(2) 税務調査等の際に、

- 電子取引データのダウンロードの求め 
  - 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め 
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合



**電子取引データを消さずに保存しつつ、税務調査などの際に、電子取引データや電子取引データをプリントアウトした書面を渡せるようにしておけばいいの**か。



そのとおりです。ご対応をよろしくお願いいたします。

なお、保存する電子取引データの範囲は、これまで書面で保存しているものと変わりありません。



税務職員ふたば

※ 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

## もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは?

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます



# 脂肪肝

一般社団法人Lumedia

みなさん、「脂肪肝」という病気を聞いたことがあるでしょうか。「お酒を飲む人の病気でしょ」と思った方もいると思いますが、脂肪肝にはアルコールが原因のものとアルコールが原因の主体ではないものがあります(参考文献①)。今回はアルコールが原因の主体ではない脂肪肝(非アルコール性脂肪肝疾患。以下、脂肪肝)について解説します。

この脂肪肝には、状態がほとんど悪くならない非アルコール性脂肪肝と、病気がどんどん悪くなって肝硬変や肝がんなどにもなる非アルコール性脂肪肝炎の2種類があり、非アルコール性脂肪肝の一部が脂肪肝炎へ移行する(参考文献②)と言われています。非アルコール性脂肪肝炎は非アルコール性脂肪肝と比べて肝臓がんになりやすいと言われているため、この違いは重要です(参考文献②)。

この脂肪肝のある方では、肝がんだけでなく大腸がんや女性の乳がんの発生頻度が高い(参考文献②)ほか、心臓病にもなりやすい(参考文献③)ということが知られており、また脂肪肝の患者さんの多くはメタボリック症候群を合併しているため(参考文献①)、さまざまな病気と関連があります。この脂肪肝は太っている人に多い病気というイメージがあると思いますが、日本の検診受診者でBMI値が25未満(低体重・普通体重)の人のうち、脂肪肝のある人は15%と報告されており(参考文献④)、決して無視はできない比率です。

実は、日本人を含むアジア人は欧米人と比べても太っていない人の脂肪肝が多いのではないかとされており、それには遺伝の要素が関係しているそうです(参考文献②)。

簡便に脂肪肝を調べるためにはおなかの超音波検査が勧められています(参考文献②)。血液検査の肝機能検査でも脂肪肝が疑われる場合がありますが、血液検査の肝機能検査が正常であっても脂肪肝ではないとは言えないと報告されているので(参考文献⑤)、血液検査だけで自分は大丈夫と判断するのは危険です。

脂肪肝の治療に対して、現在特に有効なお薬はありません。食事を取る総カロリー数を減らし、積極的に運動を行い、日常的な習慣を変えることで体重を減らすことが、脂肪肝への重要な治療であると報告されています(参考文献②、⑥)。

簡単にはよくなりませんが、地道に頑張ってください。また、健診などで脂肪肝が見つかった場合には必ず内科を受診しましょう！

## <まとめ>

- ・非アルコール性脂肪肝は放置すると脂肪肝炎から肝硬変、肝がんへ悪化することもある病気です。
- ・太っている人や糖尿病の人は、特に腹部のエコー検査が勧められます。
- ・治療には食事と運動が重要です。

※本記事について、開示すべき利益相反はありません。

- <参考文献> ①:厚生労働省e-ヘルスネット『脂肪肝(閲覧日 2023-08-17)』  
②:日本消化器病学会・日本肝臓学会 『NAFLD/NASH診療ガイドライン2020(改訂第2版)』  
③:Stepanova M, et al. Independent association between nonalcoholic fatty liver disease and cardiovascular disease in the US population. Clin Gastroenterol Hepatol. 2012 Jun;10(6):646-50.  
④:Nishioji K, et al. Prevalence of and risk factors for non-alcoholic fatty liver disease in a non-obese Japanese population, 2011-2012. J Gastroenterol. 2015 Jan;50(1):95-108.  
⑤:Mofrad P, et al. Clinical and histologic spectrum of nonalcoholic fatty liver disease associated with normal ALT values. Hepatology. 2003 Jun;37(6):1286-92.  
⑥:Promrat K, et al. Randomized controlled trial testing the effects of weight loss on nonalcoholic steatohepatitis. Hepatology. 2010 Jan;51(1):121-9.

【筆者紹介】一般社団法人Lumedia 誰にとってもわかりやすい「正しい医療情報」を届けたいという思いで設立。医師主導で「科学的根拠のある医療情報」を届けるニュースサイト「Lumedia (ルメディア)」を運営している。

# 会員の皆様へ！

古河法人会では、会員の皆様への福利厚生の一環として毎年健康診断（半日人間ドック形式）を実施しております。

今年は、3月4日（月）古河商工会議所2階にて実施いたします。格安かつ短時間で効率よく受診できますのでふるって受診頂きますようよろしくお願い致します。

今年も今回の法人たよりに申込書を同封いたしました。会員の皆様の受診申込みをお待ちいたしております。

古河法人会では、会員の皆様向けに、インターネットセミナーを開設しております。開設以来多くの会員様に御利用いただいております。未だ御利用されていない方は、会社または自宅のパソコンから「古河法人会」と検索し、古河法人会ホームページのインターネットセミナーをクリック、会員ID「hj0615」とパスワード「6123」を入力すれば毎月400以上のセミナーを視聴できます。忙しくてセミナーを受講できない方、社内研修等の勉強会に活用できます。会員の皆様のご利用をお願いいたします。

古河法人会事務局

電子申告で  
効率UP!

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する  
申告や納税、申請・届出  
などの手続きが  
インターネットで行えます。

## 納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。


法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!


添付書類の提出省略<sup>(注)</sup>

還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。



イータックス 🔍 検索





# 経営者さまが入院! 売上が減少してしまったら?

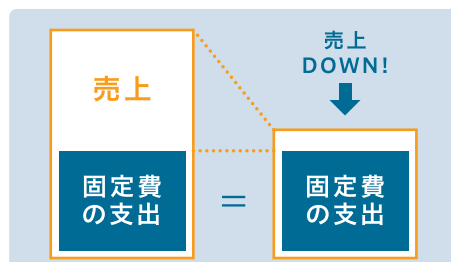
自分の体のことも  
心配だけど、  
会社の支払も心配だ...



- 給与 従業員への給与
- 地代・家賃
- 光熱費
- 借入金返済 など

入院によって経営者が**一時的に離職**すると、  
**会社の売上に影響が出て、固定費の負担が  
重くなる**ことがあります。

経営者の一時的な不在により売上が減少してしまった場合でも、  
固定費などの負担は変わらないため、資金繰りに影響があることも。



※上記の図はイメージであり、実際の売上高・固定費の金額水準は会社により異なります。

そんなときも  
ご安心!

一時金で受け取れ、固定費補填にも使える医療保険

## 一時金型 Mタイプ

POINT 1 /  
一時金の入院保障

POINT 2 /  
シンプルな主契約と  
自由に選べる特約

- ◎一時金型Mタイプの正式名称は無配当入院一時金保険（無解約払戻金型）です。
- ◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書 [契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。
- ◎この資料は2023年6月現在の商品内容・税制に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

引受保険会社

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

水戸支社/  
茨城県水戸市桜川1-1-25(大同生命水戸ビル3F)  
TEL 029-221-2881